

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和5年5月9日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
294	株式会社ケイエスディ工業	千葉県緑区 越智町737番地225	大塚 修平	株式会社ケイエス ディ工業	千葉県緑区 越智町737番地225	令和10年9月29日
312	株式会社日本水道センター	千葉県船橋市 夏見一丁目6番1号	関 隆則	株式会社日本水道 センター	千葉県船橋市 夏見一丁目6番1号	令和10年9月29日